資料8－２

全国データベースの新規構築と農業委員会サポートシステムの改修（目標地図作成機能等）について

令和５年1月

農業委員会サポートシステム事務局

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

1.全国データベース構築の概要

●農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月成立）

＜地域計画の策定（人・農地プランの法定化）＞

① 市町村は、農業者や農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等の関係機関との協議の場を設け、地域の農業の将来や農地利用の姿について話し合いをする。

【改正基盤法第18条】

→これまで取り組んできた人・農地プランが法定化

② ①を踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定する。なお、この目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を示した地図（目標地図）を作成する。

【改正基盤法第19条及び第20条】

→農業委員会は、出し手・受け手の意向をふまえて目標地図の素案を作成

○協議の場での情報提供や目標地図（素案）の作成、利用調整を行っていくため、農業委員会等が把握した出し手・受け手の意向情報のデータベースを令和4年度内に新規構築（全国データベース）。

→農業委員や農地利用最適化推進委員が把握した意向をタブレットで登録できたり、全国データベースで関係機関が情報共有でき、地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる（マッチングできる）仕組みを構築。

○農業委員会サポートシステムに目標地図（素案）作成等に関する機能改修を実施。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

1．全国データベースの概要図

（１）現在の農業委員会サポートシステム

農業委員会サポートシステム

※目標地図作成機能
※令和5年4月から

○全国データベース（新規開発）
（１）ワンデスクシステム
農家等の意向が集約されるWEBシステム。
活動記録簿等の最適化活動関係の入力・確認が可能。
（２）意向登録サイト
農家（不在地主含む）とサービス事業体の情報登録

○農業委員会サポートシステム（改修）
全国データベースとの連携、目標地図（素案）を作成するために地図機能を実装。また意向把握の担当割当や促進計画実行のための利用調整機能を実装。

（２）令和5年4月より利用可能となるシステム

情報相互連携

○意向登録
○活動記録簿
入力等

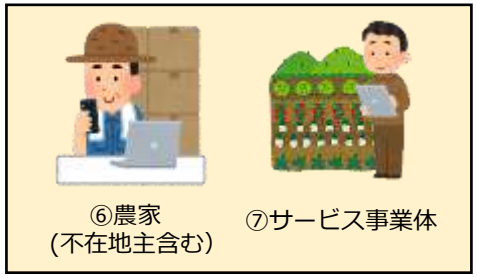

意向登録等

ワンデスクシステム
（PC、タブレット）

意向登録サイト

全国データベース

意向閲覧等

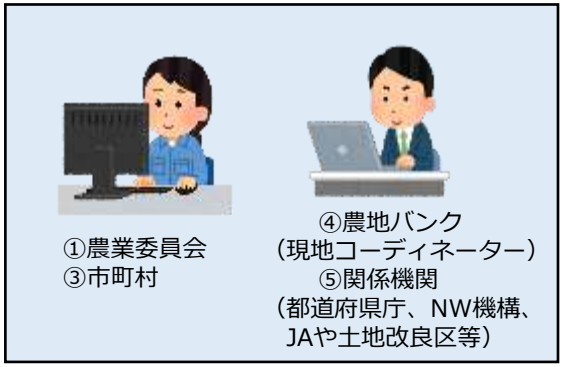

図：全国データベース構築後の農業委員会サポートシステムの構成図（イメージ）

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

2.農業委員会サポートシステムの利用者と利用方法

表：農業委員会サポートシステムの利用者と利用方法

利用者名	農業委員会サポートシステムでの利用方法	利用するための接続方法
①農業委員会	・意向情報の農地台帳への反映、登録 ・農業委員・推進委員の意向把握/利用調整担当割当 ・農業委員会での独自項目のカスタマイズ ・地域計画エリア、目標地図エリア作成・修正・削除 ・目標地図の素案作成・修正、シミュレーション等	LGWAN/インターネット回線
③市町村	・農地台帳・地図情報の参照 ・地域計画エリア、目標地図エリア作成・修正等 ・目標地図の素案作成・修正、シミュレーション等	LGWAN/インターネット回線
④農地中間管理機構	・農地台帳・地図情報の参照 ・促進計画実行のための利用調整結果の確定	インターネット回線
⑤都道府県庁	・農地台帳・地図情報の参照	LGWAN/インターネット回線
⑤都道府県農業会議	・農地台帳・地図情報の参照	インターネット回線
⑤全国農業会議所	・農地台帳・地図情報の参照	インターネット回線

※赤字が新規の機能

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

3.全国データベースの利用者と利用方法（既存利用者）

表：全国データベースの利用者と利用方法（既存利用者）

利用者名	全国データベースの利用方法	利用するための接続方法
①農業委員会	・意向情報の参照 ・活動記録簿の確認・修正 ・最適化活動関係の入力 ・不在村地主からの相談対応	LGWAN/インターネット回線
③市町村	・意向情報の参照	LGWAN/インターネット回線
④農地中間管理機構	・意向情報の参照	インターネット回線
⑤都道府県庁	・意向情報の参照	LGWAN/インターネット回線
⑤都道府県農業会議	・意向情報の参照、最適化活動関係の参照、確認 ・市町村の不在村地主の問い合わせ状況の確認	インターネット回線
⑤全国農業会議所	・意向情報の参照 ・サービス事業体や不在村地主からの相談活動	インターネット回線

〇上記利用者の全国データベースを利用するアカウント情報は農業委員会サポートシステムのアカウント情報となる。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

3.全国データベースの利用者と利用方法（新規利用者）

表：全国データベースの利用者と利用方法（新規利用者）

利用者名	全国データベースでの利用方法	利用するための接続方法
②農業委員 農地利用最適化推進委員	・意向情報登録・参照 ・活動記録簿入力 ・促進計画実行のための利用調整	インターネット回線
③市町村（就農関連部署等）	・意向情報の参照	LGWAN/インターネット回線
④現地コーディネーター	・意向情報の参照 ・促進計画実行のための利用調整	インターネット回線
⑤農業経営・就農支援センター	・意向情報の参照	LGWAN/インターネット回線
⑤JA、土地改良区	・意向情報の参照	インターネット回線
⑥意向登録する農家	・農地の意向登録	インターネット回線
⑥農家（不在地主）	・農地に関する相談	インターネット回線
⑦サービス事業体	・作業受委託に関する情報の入力 ※希望作業や希望地域　等	インターネット回線

〇全国データベースを利用するためのアカウント情報は下記の通りとなる。

・②農業委員・農地利用最適化推進委員⇒現地確認アプリと同じアカウント情報

・③市町村（就農関連部署等）、④現地コーディネーター、⑤農業経営・就農支援センター、JA、土地改良区、意向登録する農家、サービス事業体⇒全国データベースのアカウント情報（新規発行）

〇各利用者の全国データベースアカウント情報の発行方法は下記の通りとなる。

・③市町村（就農関連部署）、⑤JAと土地改良区は全国データベース運用保守事業者

・⑤農業経営・就農支援センターは都道府県庁、⑥意向登録する農家は農業委員会、⑦サービス事業体は市町村（就農関連部署等）

・④現地コーディネーターは農地中間管理機構

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）農業委員会サポートシステムと全国データベースへのアクセス方法

新規で開発される全国データベースは「WEBサイト」となるため、URLを入力すれば利用可能です。

※LGWANから利用する際は別途「R-Cloud Proxy」の接続設定が必要。

また、全国データベースを開きながら別タブで農業委員会サポートシステムにログインすることで同時利用が可能です。

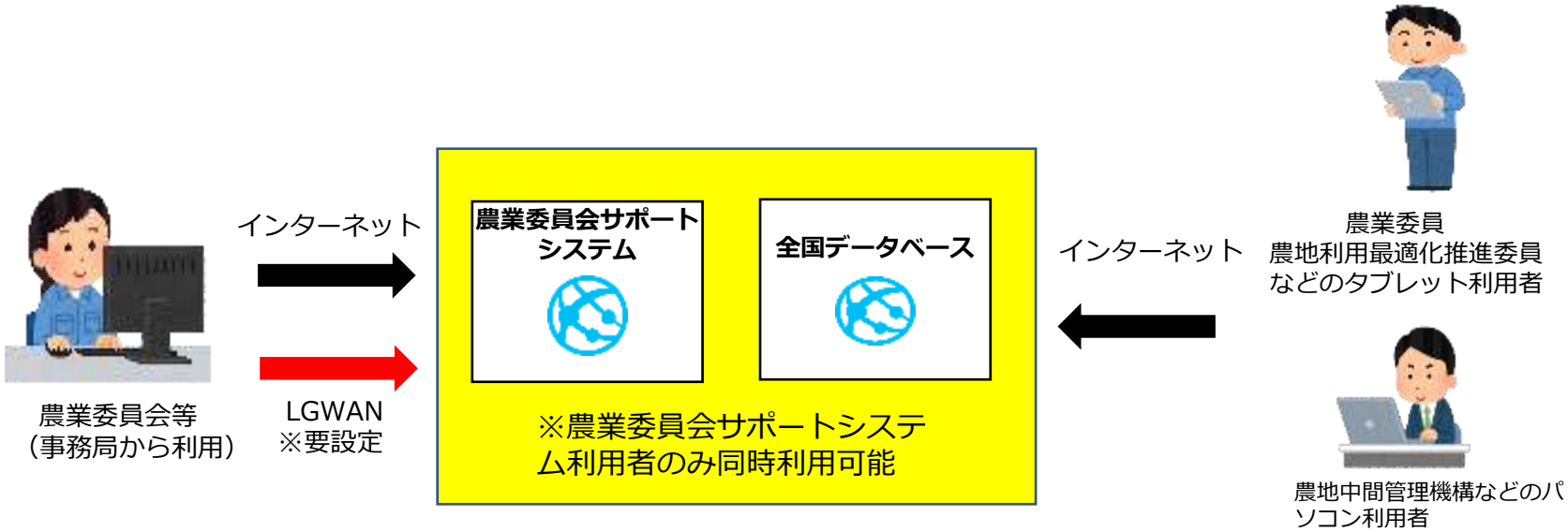

図：農業委員会サポートシステムと全国データベースへのアクセス方法イメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

４.全国データベースでの農地台帳データと意向情報の閲覧範囲（既存利用者）

表：全国データベースでの農地台帳データと意向情報の閲覧範囲（既存利用者）

利用者名	全国データベースでの農地台帳データ閲覧範囲	全国データベースでの意向情報の閲覧範囲
①農業委員会	市町村内の全農地台帳データ	市町村内の農家の意向情報
③市町村	市町村内の全農地台帳データ	市町村内の農家の意向情報
④農地中間管理機構	当該都道府県の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	都道府県内/全国の農家の意向情報
⑤都道府県庁	当該都道県の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	都道府県内の農家の意向情報
⑤都道府県農業会議	当該都道府県の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	都道府県内の農家の意向情報
⑤全国農業会議所	全国の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	全国の農家の意向情報

〇農地台帳データの閲覧範囲は農業委員会サポートシステムと同様。

〇農家の意向情報は関係機関への情報提供が可と回答された場合、閲覧可能。

〇農家が県内または県外まで意向情報の提供可と回答された場合のみ、農地中間管理機構と現地コーディネーターが当該農家の意向情報を閲覧可能。

〇意向情報は全国データベースだけでなく、農業委員会サポートシステムでも閲覧可能。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

４.全国データベースでの農地台帳データと意向情報の閲覧範囲（新規利用者）

表：全国データベースでの農地台帳データと意向情報の閲覧範囲（新規利用者）

利用者名	全国データベースでの農地台帳データ閲覧範囲	全国データベースでの意向情報の閲覧範囲
②農業委員 農地利用最適化推進委員	市町村内の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	市町村内の農家の意向情報
③市町村（就農関連部署等）	市町村内の公表項目データ	市町村内の農家の意向情報
④現地コーディネーター	当該都道府県の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	都道府県内/全国の農家の意向情報
⑤農業経営・就農支援センター	当該都道府県の公表項目データ	都道府県内の農家の意向情報
⑤JA、土地改良区	アカウント発行の際に指定した 市町村の公表項目データ	アカウント発行の際に指定した 市町村の農家の意向情報
⑥意向登録する農家	閲覧無	閲覧無
⑥農家（不在地主）	閲覧無	閲覧無
⑦サービス事業体	閲覧無	閲覧無

〇農家の意向情報は関係機関への情報提供が可と回答された場合、閲覧可能。

〇農家が県内または県外まで意向情報の提供可と回答された場合のみ、他市町村/他都道府県の機関が当該農家の意向情報を閲覧可能。

〇JA、土地改良区はアカウント発行の際に自身が閲覧したい市町村を指定する。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

5.意向調査～目標地図の実行までのフロー図

（１）推進委員等による意向調査・現状地図の作成

（２）地域計画・目標地図（素案）作成

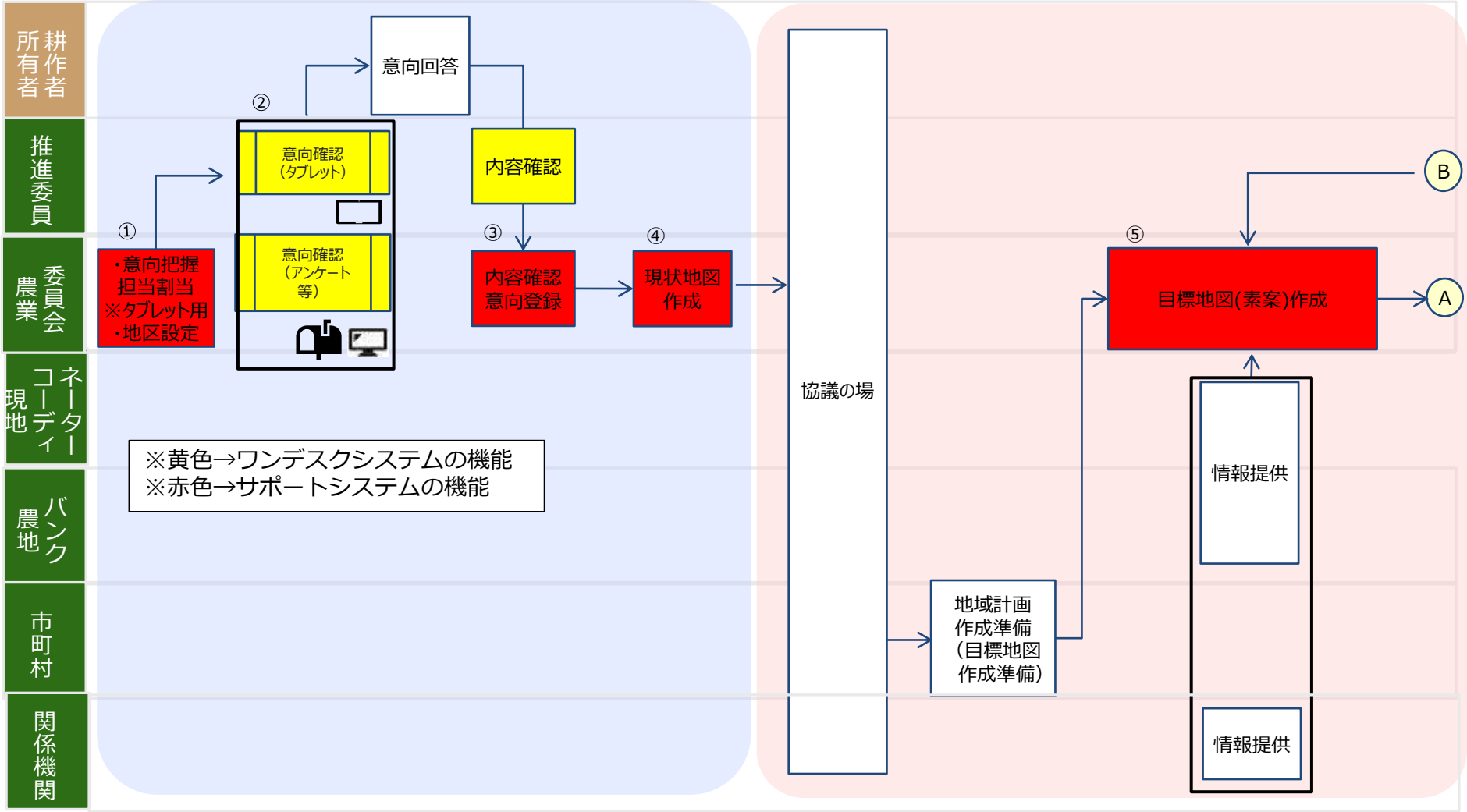

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

5.意向調査～目標地図の実行までのフロー図

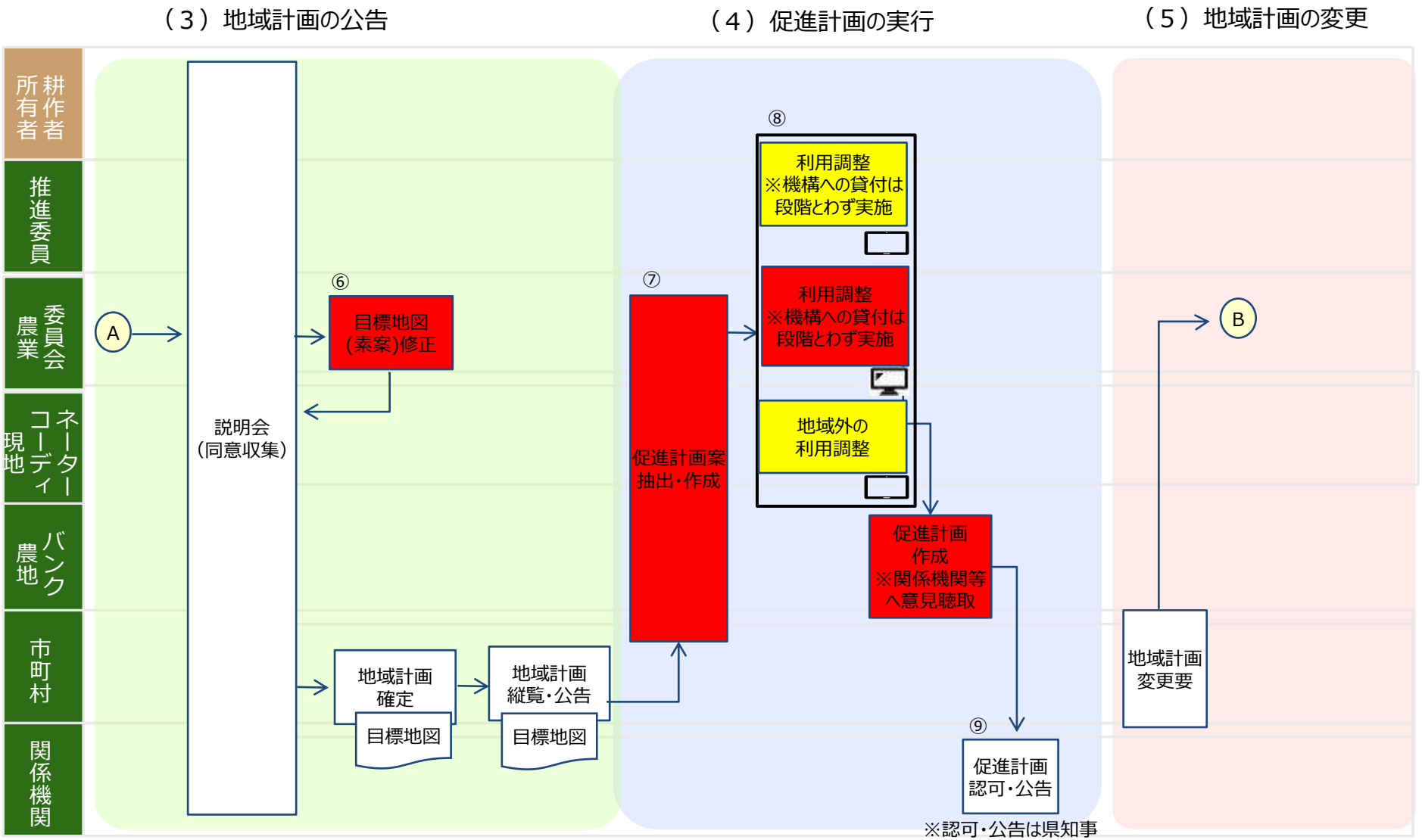

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6 .意向把握方法

全国データベースと農業委員会サポートシステムを活用して、以下のような方法で意向把握が可能となります。

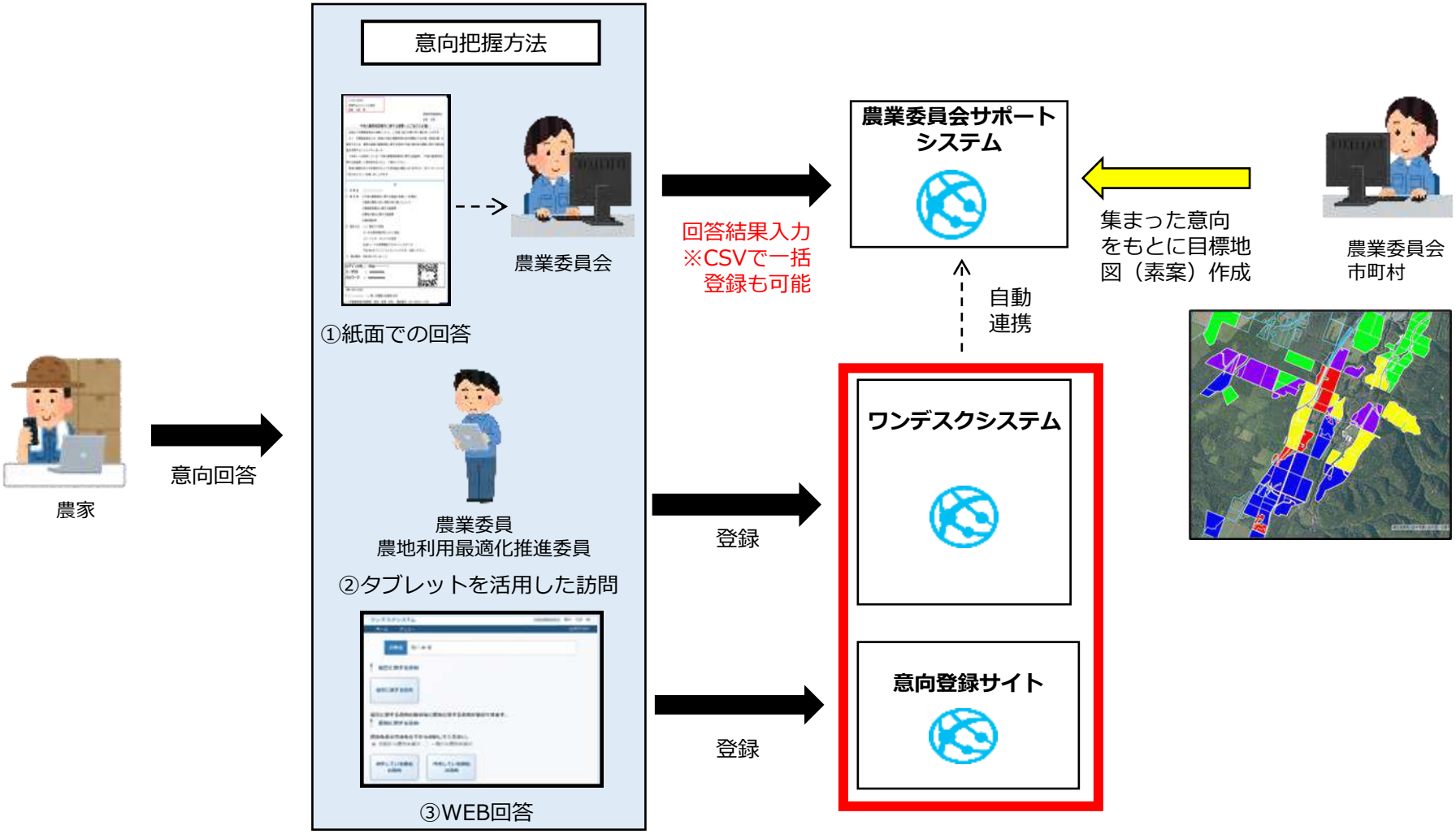

図：全国データベース・農業委員会サポートシステムでの意向把握のイメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

意向把握は従来の紙面アンケートの他、WEBサイトでの回答やタブレットでの聞き取りが可能となります。
②③で回答のあった意向情報は全国データベースに登録され、農業委員会が承認した場合、農業委員会サポートシステムへ連携されます。
①の場合は農業委員会がサポートシステムへ入力すると、ワンデスクシステムへ連携されます。

意向把握のやり方としてまずは①と③で実施（紙ベース）、回答がない場合や追加の確認があれば②（タブレット）で行うことも可能です。

	実施者	機能内容
① 紙面での アンケート回答	農業委員会事務局	従来行われてきた紙面でのアンケート調査票を出力できる機能を実装
② タブレットでの 意向把握	農業委員・農地利用最適化推進委員	農業委員・推進委員向けの意向登録サイトでタブレットを活用し意向把握を行える機能を実装
③ 意向登録サイト でのWEB回答	農業委員会事務局	紙面でのアンケートにURL（バーコード）を印字しWEB回答を可能とする機能を実装

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）農業委員会サポートシステム（全国データベース）での意向把握項目一覧

意向把握項目の一覧や回答のフロー図については別紙「アンケート項目」参照。　※赤字が必須把握項目

（１）経営意向

1．農家/法人としての10年後の意向（意向に応じて把握項目が異なる）				
①規模拡大	②現状維持（交換可）	③規模縮小（離農）	④経営移譲したい	⑤その他
実施時期		実施時期	実施時期	
規模拡大したい面積		規模縮小したい面積		
拡大希望エリア		縮小希望エリア		
拡大方法（金額も聞く）		縮小方法（金額も聞く）		
希望借受期間		希望する貸付期間		
２－１．後継者の有無				
２－２.後継者の連絡先				

（２）農地毎の意向

１．集約化の中心地（経営意向が規模拡大の場合）					
２．農地毎の意向					
①自ら耕作	②売りたい	③貸したい	④経営委託したい	⑤農作業委託したい	⑥交換したい
	希望価格（10a）	貸付方法（賃貸借か等）	希望貸付期間	希望作業	
		希望賃料、物納希望		希望貸付期間	
		希望貸付期間			
３．農業用施設の有無（有る場合はどんな施設（ハウスかどうか等）を聞き取る					
４．園芸樹木の有無					
５．農地の状況（排水が悪い、日照不足、接道あり）					
６．基盤整備状況					

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）農業委員会サポートシステム（全国データベース）での意向把握項目一覧

（３）その他の確認事項

農地バンクの利用の可否
集約化（農地の交換・移動）への協力の可否
新規就農者・企業参入への貸付可否
農作業委託の利用有無
意向情報の外部公開の可否

〇必須：全国共通で設定した意向把握項目。可能な限り入力してもらう想定。
一度で全項目を入れる必要は無く、スキップ機能を使って何回かに分けて入力することも可能。
〇任意：回答することが任意の項目。(質問自体は必ず表示される。スキップ可能)
その他農業委員会毎に「独自項目」として追加でき、農業委員会サポートシステムで項目設定を行う。

※下記の項目は意向把握をする前に確認してもらい、同意をもらう

ＪＡ、土地改良区、農業経営・就農支援センター等、関係機関への情報提供の可否
地域計画への協力の同意

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（1）紙面での意向把握

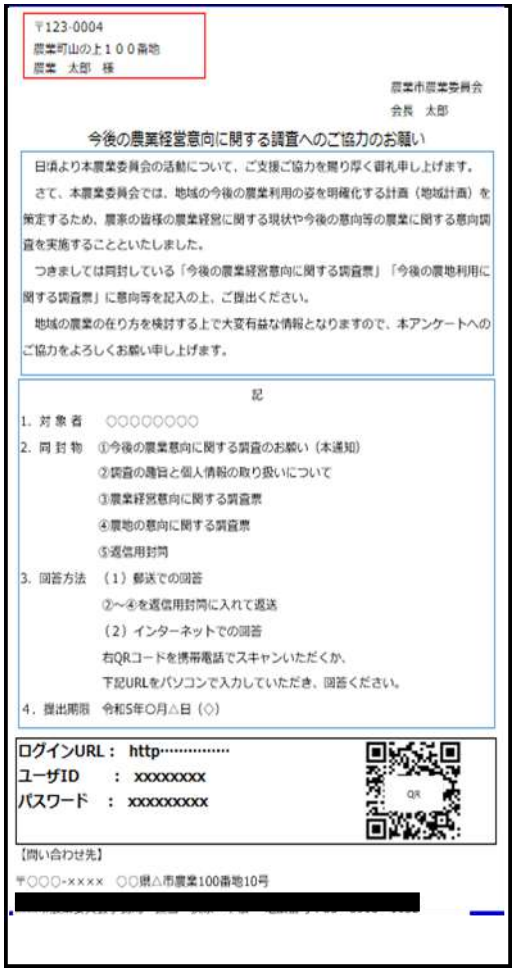

〒123-0004
農業町山の上１００番地
農業　太郎　様

農業市農業委員会
会長　太郎

今後の農業経営意向に関する調査へのご協力のお願い

日頃より本農業委員会の活動について，ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて，本農業委員会では，地域の今後の農業利用の姿を明確化する計画（地域計画）を策定するため，農家の皆様の農業経営に関する現状や今後の意向等の農業に関する意向調査を実施することといたしました。
つきましては同封している「今後の農業経営意向に関する調査票」「今後の農地利用に関する調査票」に意向等を記入の上，ご提出ください。
地域の農業の在り方を検討する上で大変有益な情報となりますので、本アンケートへのご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1．対象者　○○○○○○○○
2．同封物　①今後の農業意向に関する調査のお願い（本通知）
②調査の趣旨と個人情報の取り扱いについて
③農業経営意向に関する調査票
④農地の意向に関する調査票
⑤返信用封筒
3．回答方法　（1）郵送での回答
②～④を返信用封筒に入れて返送
（2）インターネットでの回答
右QRコードを携帯電話でスキャンいただくか、
下記URLをパソコンで入力していただき、回答ください。
4．提出期限　令和5年○月△日（◇）

ログインURL：　http……
ユーザID　：　xxxxxxxx
パスワード　：　xxxxxxxxx

【問い合わせ先】
〒○○○-××××　○○県△市農業100番地10号
[redacted]

調査の依頼文書

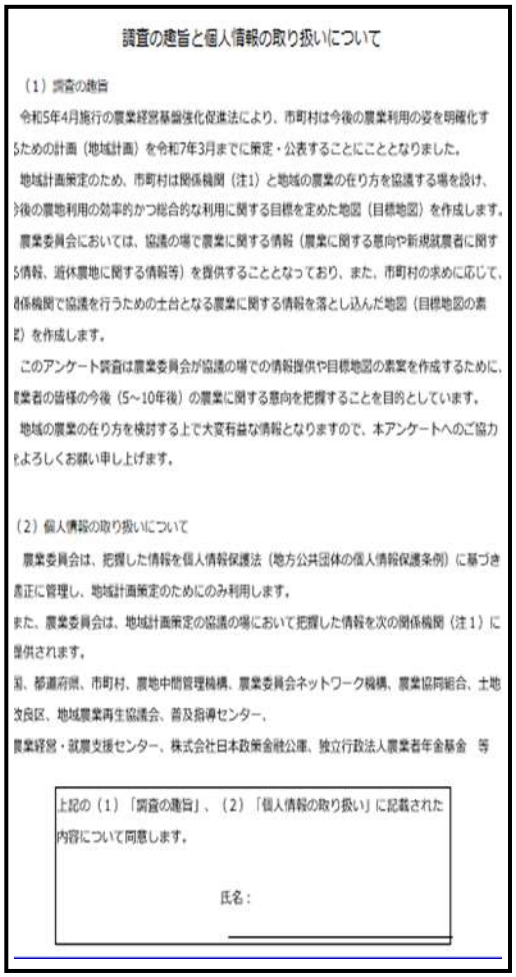

調査の趣旨と個人情報の取り扱いについて

（1）調査の趣旨
令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法により、市町村は今後の農業利用の姿を明確化するための計画（地域計画）を令和7年3月までに策定・公表することにことなりました。
地域計画策定のため、市町村は関係機関（注1）と地域の農業の在り方を協議する場を設け、今後の農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた地図（目標地図）を作成します。
農業委員会においては、協議の場で農業に関する情報（農業に関する意向や新規就農者に関する情報、遊休農地に関する情報等）を提供することとなっており、また、市町村の求めに応じて、関係機関で協議を行うための土台となる農業に関する情報を落とし込んだ地図（目標地図の素図）を作成します。
このアンケート調査は農業委員会が協議の場での情報提供や目標地図の素案を作成するために、農業者の皆様の今後（5～10年後）の農業に関する意向を把握することを目的としています。
地域の農業の在り方を検討する上で大変有益な情報となりますので、本アンケートへのご協力をよろしくお願い申し上げます。

（2）個人情報の取り扱いについて
農業委員会は、把握した情報を個人情報保護法（地方公共団体の個人情報保護条例）に基づき適正に管理し、地域計画策定のためにのみ利用します。
また、農業委員会は、地域計画策定の協議の場において把握した情報を次の関係機関（注1）に提供されます。
国、都道府県、市町村、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会、普及指導センター、
農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金　等

上記の（1）「調査の趣旨」、（2）「個人情報の取り扱い」に記載された内容について同意します。

氏名：

個人情報の取り扱い

○調査書は農業委員会サポートシステムから出力。
以下のシートが出力される予定。
・調査の依頼文書
・個人情報の取り扱いについて
・経営意向に関する調査票
・農地に関する調査票（回答用紙含む）

○記載内容のカスタマイズも可能
・調査の依頼文書の内容
・紙面上の調査項目の削除

※例えば、経営意向だけ確認する場合、農地ごとの意向シートは削除することは可能。
⇒ただし、WEB回答やタブレットでは、農地ごとの意向を入力する画面は残り、回答自体は可能。
⇒⇒調査要領で回答不要の旨記載する。

※農地地図は別途印刷する必要あり。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6 .意向把握方法

（2）タブレットでの意向把握

①ワンデスクシステムを開く
※ブラウザ（chrome等）にURLを入力、お気に入り登録（ブックマーク）をする。

②ログイン
※現地確認アプリと同じID情報

③調査対象者を検索・選択

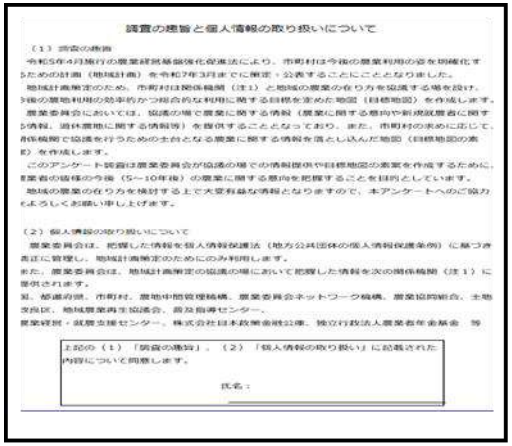

④個人情報の取り扱いについての画面

⑤調査入力画面

○意向把握対象者の基本情報（氏名、住所、農地情報（所在、地番、地目、面積））等を確認可能。

○意向回答画面は「経営の意向」と「農地の意向」と分かれており、「経営意向」を回答してから「農地の意向」が回答できるようになる。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（2）タブレットでの意向把握

意向把握についてはその時点で回答ができない内容があったり、経営意向と農地意向を確認するタイミングも異なる場合もあるため以下のような機能を実装予定。
・回答のスキップ機能や一時中断機能の実装。
・経営意向と農地意向を一連の流れだけでなく、それぞれで回答可能とする。

図：タブレットでの経営意向の確認イメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（2）タブレットでの意向把握

農地意向については現在下記のような機能の実装を予定。（規模拡大等の農地、貸したい・売りたい等の農地の意向を登録可能とする）
・地図画面で位置を確認しながら意向登録
・地図だけではなく農地の一覧からの意向登録
・一括での意向登録（農地一覧・地図画面から。同一案件のみ）
・規模拡大したい農家等の希望農地をメモできる。

図：タブレットでの農地意向の確認イメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（3）WEBアンケートでの意向把握

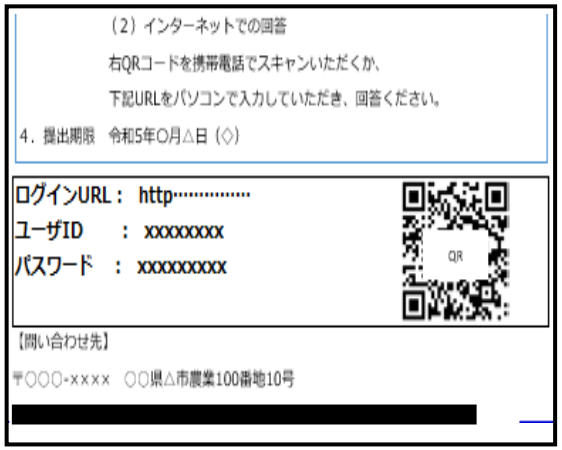

①QRコードからアクセス

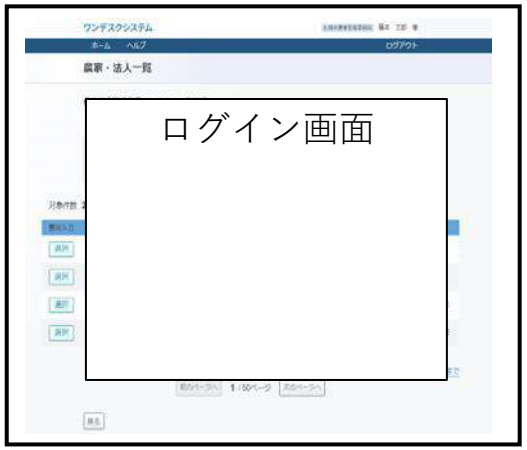

②調査票のIDとパスでログイン

③地域計画への同意と個人情報の取り扱いについての画面

④調査入力画面

○意向回答画面は「経営意向」と「農地の意向」で分かれており、「経営意向」を回答してから「農地の意向」が回答できるようになる。

○入力画面の遷移はタブレットと基本同様。ただし、WEBの場合地図から農地の意向を回答できない。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6 .意向把握方法

追加

表：利用把握方法毎の利点と懸念点一覧

意向把握方法	利点	懸念点
①紙面でのアンケート	○農委側 ・紙面での郵送のため一括で意向把握ができる ・回答者のインターネット通信関係ない ○回答者側 ・紙面のためアンケートへの回答が比較的容易 ・期限内の好きなタイミングで回答できる	○農委側 ・発送までの準備に時間がかかる ・回答率が低い可能性有、回収に時間がかかる ・地図の用意が必要になる場合がある ・システムに回答を入力する必要がある ・回答の文字が読めない場合がある ○回答者側 ・返送処理が発生 ・誤回答のリスクがある
②タブレットでの意向把握	○農委側 ・回答者へ紙面郵送する必要がない ・システムへの回答の入力が不要 ○回答者側 ・回答する際に操作や作業は発生しない	○農委側 ・タブレット利用者への教育が必要 ・回答者に会いに行くため労力と時間がかかる ・インターネット通信の影響有 ○回答者側 ・時間調整が必要（場合によって複数訪問の可能性）
③WEBでのアンケート	○農委側 ・紙面での郵送のため一括で意向把握ができる ・回答の入力が不要 ○回答者側 ・アンケートの返送が不要 ・期限内の好きなタイミングで回答できる	○農委側 ・発送までの準備に時間がかかる ・回答率が低い可能性有、回収に時間がかかる ・地図の用意が必要になる場合がある ○回答者側 ・回答できるかは回答者側のITスキルによる ・インターネット通信の影響有

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6 .意向把握方法

追加

☆農業委員会サポートシステム及び全国データベースを利用して意向把握する場合の事前確認事項

〇意向把握の対象者

・所有者
・耕作者
・以前の調査で「規模拡大」したいとした耕作者
・認定農業者　　等々

⇒事前に農家の情報や意向情報、認定農業者情報をサポートシステムに入力しておく。

〇意向把握方法

・意向把握をどのように行うか
⇒最初に紙面ベ―スのアンケートを行い、回答がない場合や追加の確認事項があればタブレットで現地訪問する等
　紙面ベースで経営意向を聞き取り、規模拡大したい場所や規模縮小したい農地がどこかをタブレットで地図を見ながら聞き取る等

・紙面アンケートの様式をどうするか⇒サポートシステムから出力される様式をカスタマイズ

・その他用意するものはないか⇒紙面アンケート、WEBアンケートを行う場合地図の用意が必要

〇意向把握項目の検討

・経営意向と農地の意向両方聞くか、どちらかにするか⇒どちらかにする場合紙面アンケートのカスタマイズ必要。

・他に聞きたいことはないか⇒独自項目の設定

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6 .意向把握方法

追加

①最初の意向把握は紙面ベースやタブレット、回答がなかったところや追加の意向確認をタブレットで行うケース

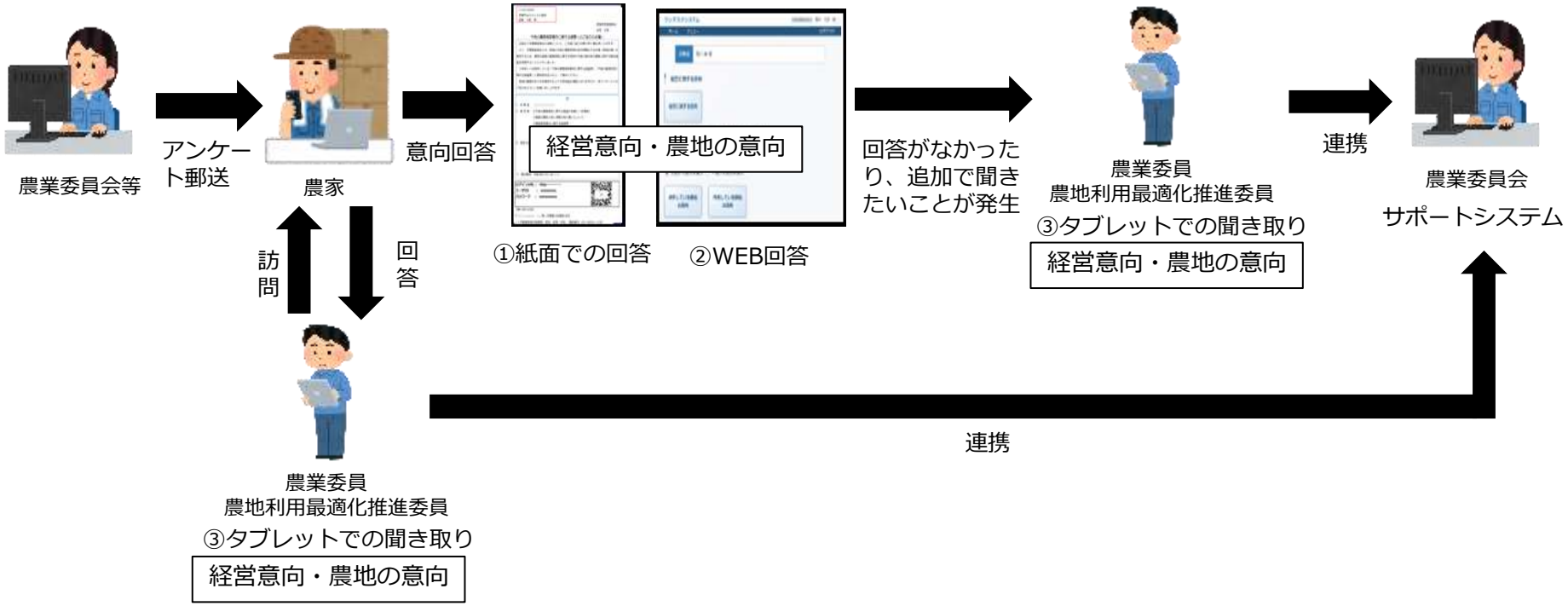

②経営に関する意向を紙面ベース、農地に関する意向把握をタブレットで行うケース

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）地区設定と意向把握担当割当

今回の農業委員会サポートシステムの改修において、土地データに新たに「地区コード」を設定できるようになります。
本設定を行うことで台帳管理や申請受付等の各種検索や土地農家詳細検索で地区ごとに農地を検索できるようになります。
また、農業委員・農地利用最適化推進委員の担当区域を設定可能となります。

※実際の土地情報に対して地区を割り当てる際は、大字・小字マスタに対応する地区を設定し、一括反映も可能となります。
※地区に跨る大字・小字の土地が存在した場合は、別途一括更新機能等での更新を行う必要があります。

（１）土地への地区コードの設定

■大字・小字マスタ

市町村コード	大字コード	小字コード	小字名	地区コード
11002	100	1	山の上字○○	1:○○地区
11002	100	2	山の上字○□	1:○○地区
11002	100	3	山の上字○△	1:○○地区
11002	200	0	山の下	2:□□地区

①大字・小字のコード管理画面で対応を入力。

②「一括反映」操作を実施

■土地

市町村コード	大字コード	小字コード	地番	地区コード
11002	100	1	100-1	1:○○地区
11002	100	1	100-2	1:○○地区
11002	100	2	200	1:○○地区
11002	200	0	1000	2:□□地区

③自動でセット
※同一大字・小字の中で地区が分かれる場合は一括更新機能等で個別更新。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）地区設定と意向把握担当割当

（２）農業委員・推進委員の登録と担当区域の設定

農業委員・推進委員を農業委員会サポートシステムに登録します。（現地確認アプリのユーザー登録画面で行います）
その際に、担当区域となる地区を選択できるようにします。（代表地区のみ）
※代表地区以外でも各種操作（工程登録等）での対象にできます。

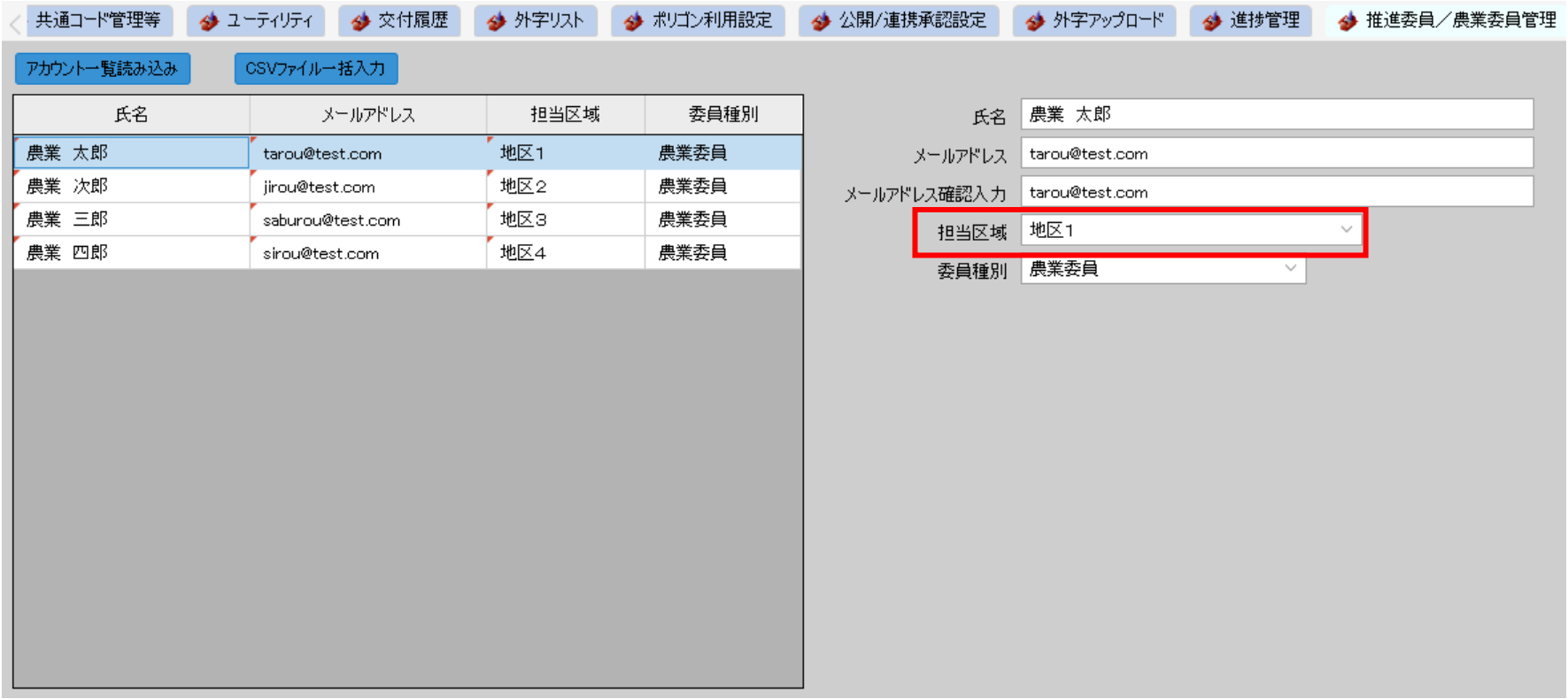

図：農業委員・推進委員のユーザー登録画面

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

把握した意向情報と農地台帳情報をもとに農業委員会サポートシステムを活用して、目標地図（素案）作成が可能となります。

農業委員会
市町村

目標地図（素案）の
作成・修正、削除

**農業委員会サポート
システム**

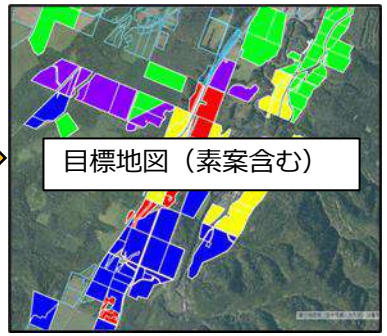

把握した意向と農地台帳情報をもとに地図機能を用いて目標地図（素案）を作成

地域計画や目標地図の範囲を設定可能
緑レイヤ⇒地域計画エリア
赤・青レイヤ⇒目標地図エリア

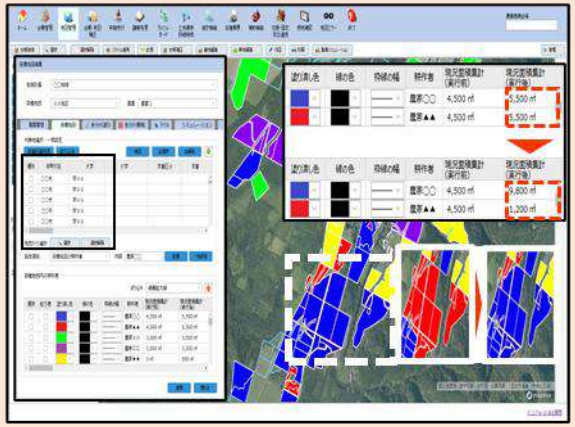

・シミュレーション機能を用いた機械的に、
または個別に担う者を農地に割当が可能
・複数の素案を作成可能

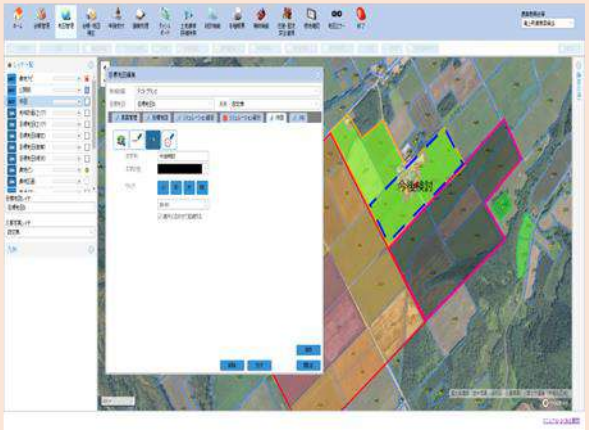

・作図機能により任意のエリア（今後検討や
新規就農エリアなど）を作成

図：農業委員会サポートシステムでの目標地図（素案）作成のイメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

（１）現状地図作成から目標地図の素案作成、地域計画の縦覧・公告、修正までの地図機能想定フローは以下の通りです。
※タスクの赤文字が農業委員会サポートシステムでの新機能

イメージ	タスク	作成状況	農業委員会サポートシステムで行うこと
	① 現状地図作成		・台帳情報、地図情報の最新化 ・農地区画、農地ピンへのスタイル設定・適用 ・筆ポリゴンへのスタイル設定・適用 ※現状地図機能は当初より実装ずみ
	② 地域計画作成準備		・地域計画登録画面にて、事前に地域計画を登録できる ・地域計画登録画面では、地域計画の名称を確認できる
	③ 地域計画エリア設定		・地域計画登録区域作成画面にて、登録した地域計画に紐づく地域計画のエリアを作図する ・地域計画エリアの作図は任意、作図しなくても次のステップに進めるものとする ・エリアの作図はあくまで目視確認や図面出力用のため、何らかの制約が発生する区域ではない 　例）エリア内の農地ポリゴン・筆ポリゴンのみが選択できる。というような制約を設けない

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

７．目標地図（素案）の作成

（１）現状地図作成から目標地図の素案作成、地域計画の縦覧・公告、修正までの地図機能想定フローは以下の通りです。
※タスクの赤文字が農業委員会サポートシステムでの新機能

イメージ	タスク	作成状況	農業委員会サポートシステムで行うこと
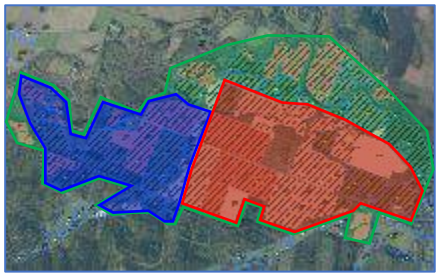	④ 目標地図エリア設定	目標地図（素案）	・作成した地域計画エリアを参照しながら、目標地図のエリアを作図する。 ・目標地図エリア内の農地ポリゴン、筆ポリゴンしか対象地として指定できないような制約は設けない。 ・目標地図エリア編集機能で、対象地の指定を行う。 ・地域計画１つに対して、目標地図を複数作成できる。
	⑤ 目標地図素案作成		・把握した意向をもとに目標地図のエリア内で目標地図の素案を作成する。 ・作図機能で担うものの大まかな位置取り等を可能としたり、農地の集積・集約や作物・地目別等の観点から目標地図のシミュレーションを行える。 ・１つの目標地図に対し複数の素案を作成できるようにし、保存も可能。
地域計画に関する説明会の実施（システム外）	⑥ 地域計画説明会		・市町村主体の地域計画説明会が実施される。 ・農業委員会は説明会のために、農業委員会サポートシステムで作成した目標地図の素案を印刷機能を利用して図面を出力する。 ・作成した目標地図の素案を見ながら関係機関で意見交換。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

７．目標地図（素案）の作成

（１）現状地図作成から目標地図の素案作成、地域計画の縦覧・公告、修正までの地図機能想定フローは以下の通りです。
※タスクの赤文字が農業委員会サポートシステムでの新機能

イメージ	タスク	作成状況	農業委員会サポートシステムで行うこと
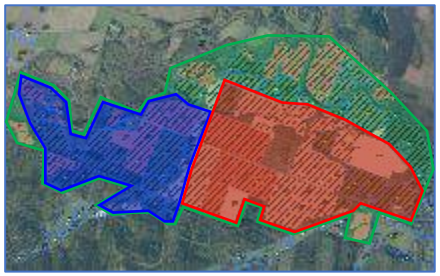	⑦ 目標地図確定	目標地図（確定）	・検討会の結果を素案に反映し修正する ・修正が完了したら、目標地図を確定する（素案が複数存在しても、確定は１つの想定） ・ここで確定した目標地図が、市町村として縦覧する図面となる想定
縦覧・公告（システム外）	⑧縦覧・公告	決定・公告済み	・市町村が地域計画（目標地図）の縦覧・公告を行う
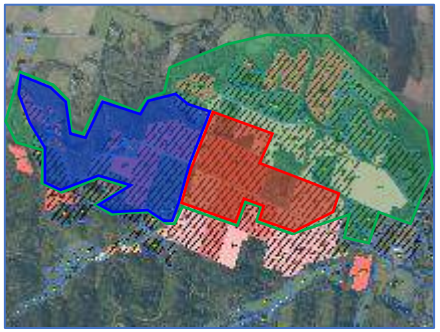	(必要に応じて) ⑨目標地図修正	目標地図（修正）→（確定）	・地域計画に変更が生じた場合、必要に応じて目標地図の修正を行う ・目標地図の確定状態を解いた場合、目標地図エリアの再編集、目標地図の対象地の再指定を可能とする ・目標地図の素案を複数作成することを可能とし、属性の更新やシミュレーション実行を可能とする ・軽微な変更を除き、「⑥ 地域計画説明会」が実施され目標地図が確定し地域計画の縦覧・公告を行われる。

都道府県庁、農地中間管理機構、都道府県農業会議、全国農業会議所は管内の農業委員会が作成した目標地図のエリアを確認可能。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

①色塗りや模様分けでの場合分け機能（現状地図）

設定した目標地図エリア内での農地の耕作者や経営意向等での色塗りや模様での場合分けが可能です。
※下図では現在の耕作者で色塗りをしています。

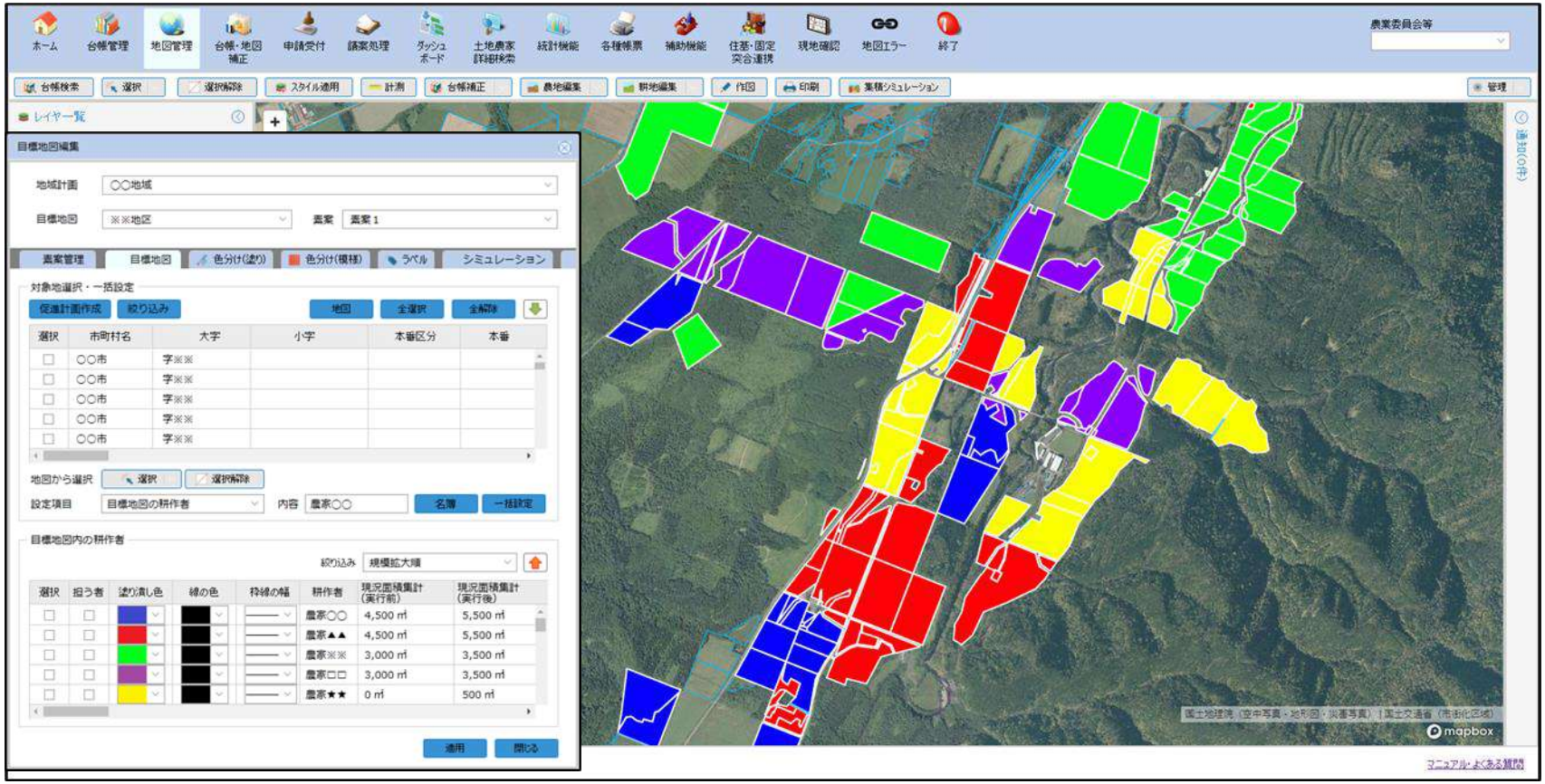

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

②地図上で受け手を手動で設定する機能（新規機能）

例：今回の対象エリアで赤の耕作者の農地を青の耕作者に手動で張り付けてみる。

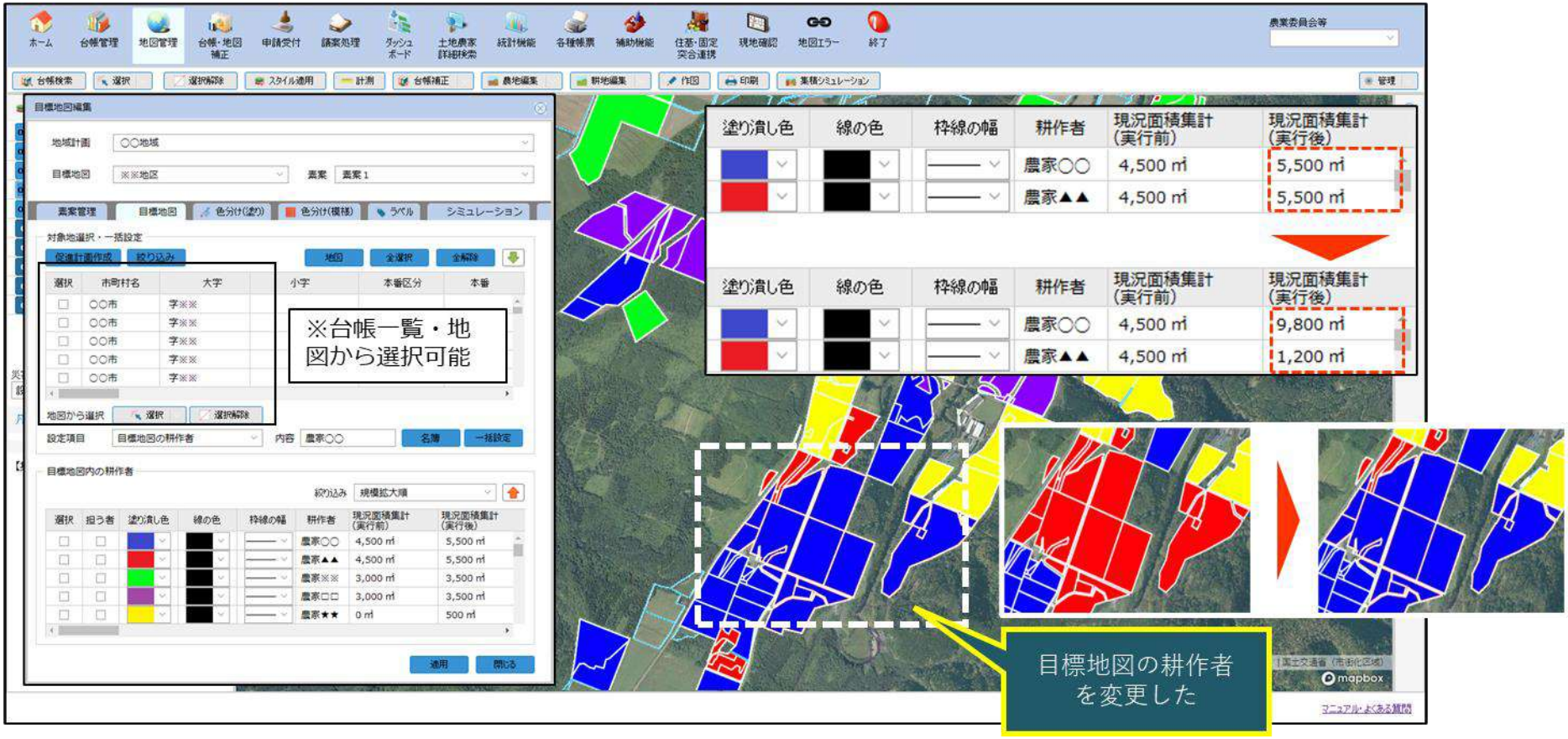

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

③シミュレーション機能による自動設定

テーマ：「規模縮小の農地を担い手に集積する」

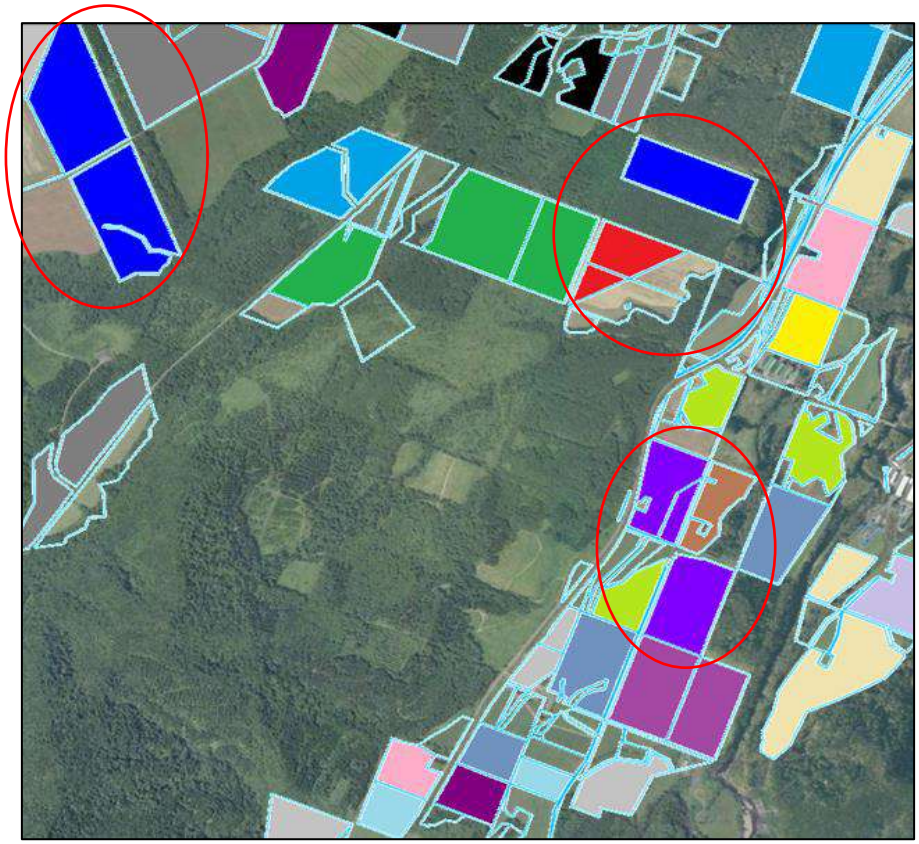

①規模縮小したい耕作者（赤枠）を担い手に集積してみる。

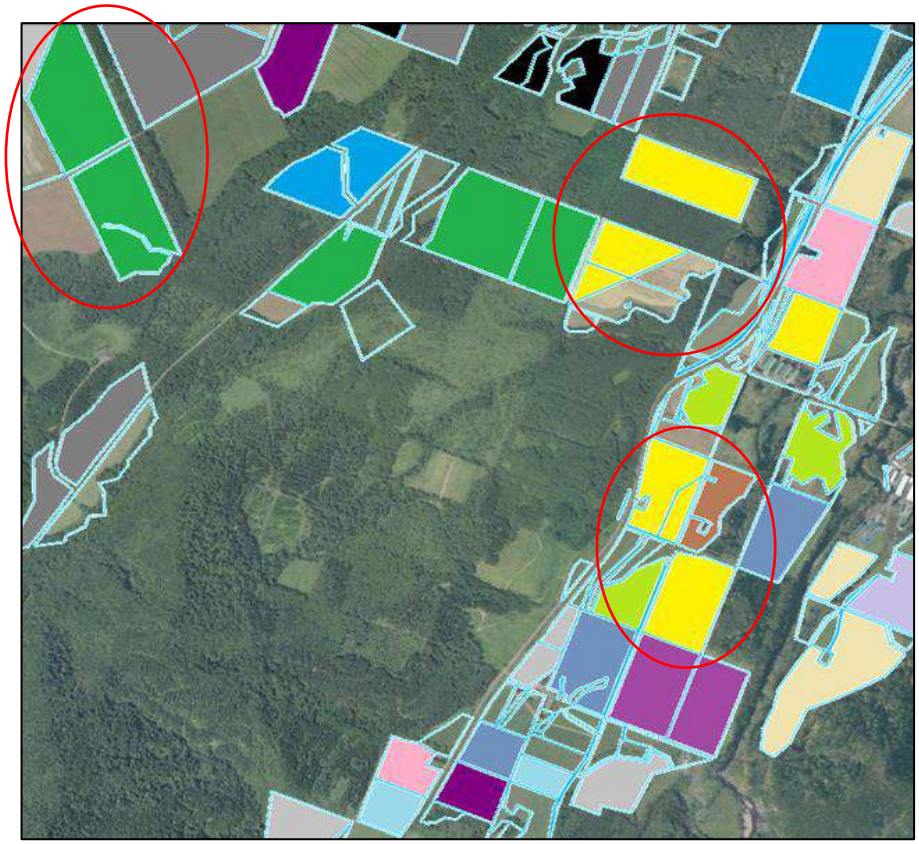

②拡大希望規模や周辺の耕作状況から担い手に自動設定。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

③シミュレーション機能による自動設定

テーマ：「集約化に協力する農地を担い手に集約する」

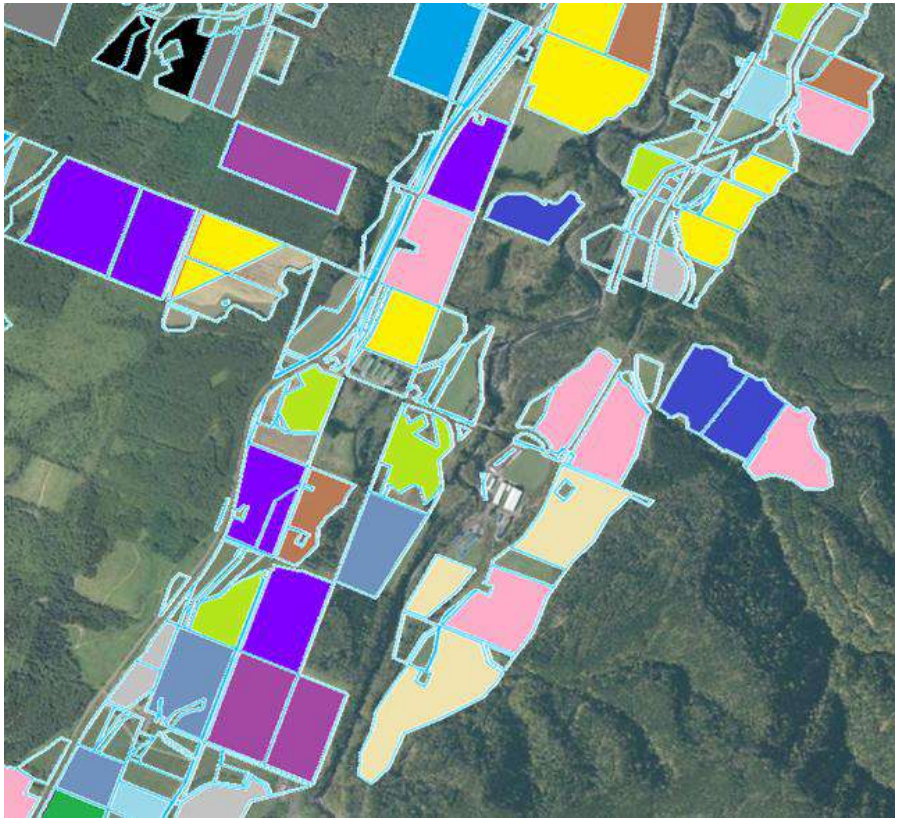

①「集約化の中心とする農地」から条件を指定し、集約化のシミュレーションをしてみる。

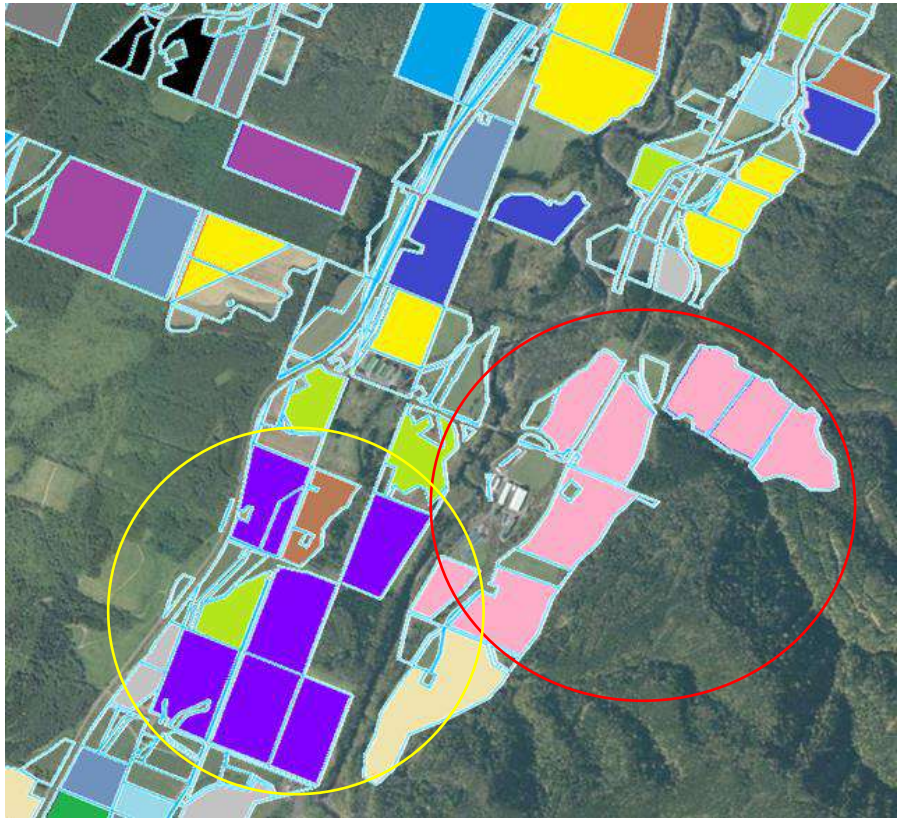

②集約化に協力する耕作者の農地を担い手に自動設定される。現在の経営面積を考慮する。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

④エリア指定等を行える作図機能

目標地図のエリア内で作図（ラインや区画、円形やラベル）できる機能を実装します。
保存もでき、「今後検討」などのエリア指定も可能となります。
※目標地図作成以外でも作図を保存可能とします。

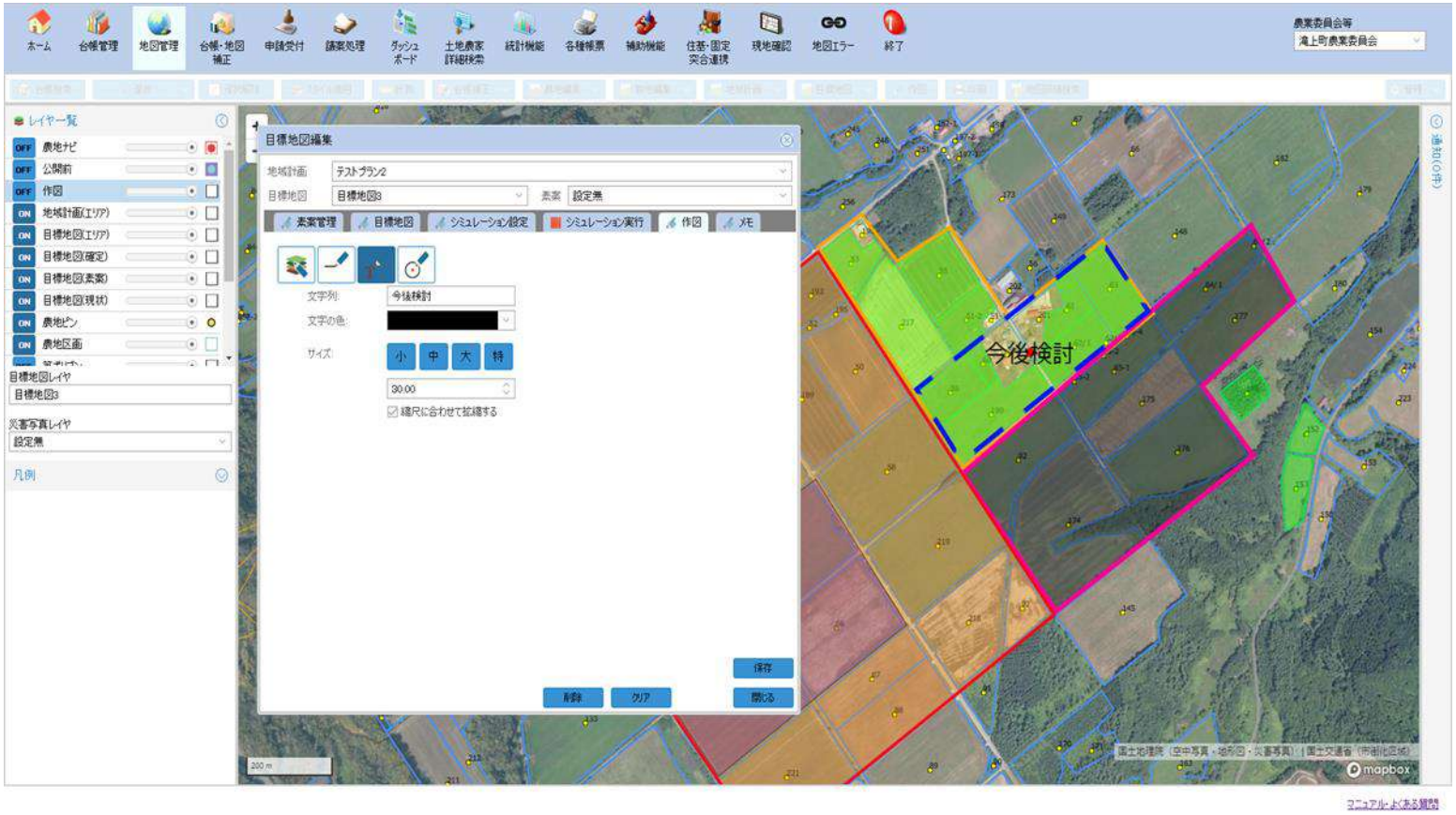

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

８．タブレットを利用した促進計画実行のための条件調整

地域計画策定前後に農用地利用促進計画を進める際に、タブレットを活用しての出し手・受け手の利用調整を実施可能となります。

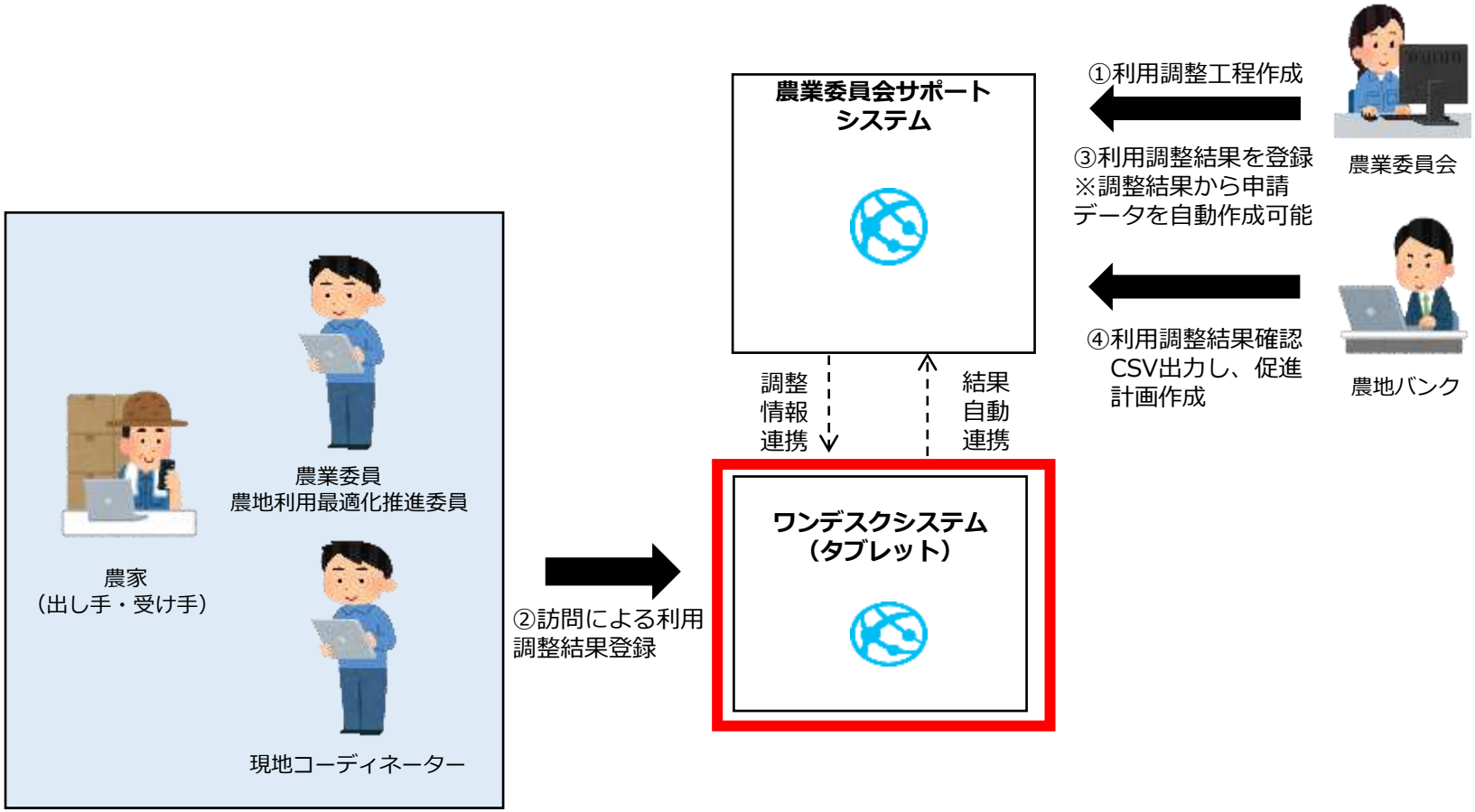

図：タブレットを活用した促進計画実行のための条件調整のイメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

8．タブレットを利用した促進計画実行のための条件調整

タブレットで入力された利用調整結果は農業委員会サポートシステムに連携されます。
農業委員会サポートシステムに連携された調査結果をもとに申請データの自動作成や農地台帳への更新が可能になります。

条件調整結果入力画面（タブレット）

サポートシステムに自動連携

図：タブレットで把握した調整結果と農業委員会サポートシステムへの連携イメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

９．最適化活動関係の入力

令和4年2月25日農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の様式１～６に関する入力等を可能とします。※赤字は令和5年度に対応予定。

農業委員会
（タブレット、PC利用）

・様式１の入力、修正、帳票出力
・様式２の確認、入力、修正
・様式３の確認、入力、帳票出力
・様式４～６の入力、修正、帳票出力

ワンデスクシステム

・様式１の内容確認
・様式２の入力、修正
・様式３の活動実績と成果実績の入力、修正

農業委員
農地利用最適化推進委員
（タブレットで利用）

・管内市町村の様式１と様式３、様式４～６の参照

都道府県庁、都道府県農業会議、全国農業会議所

自動転記

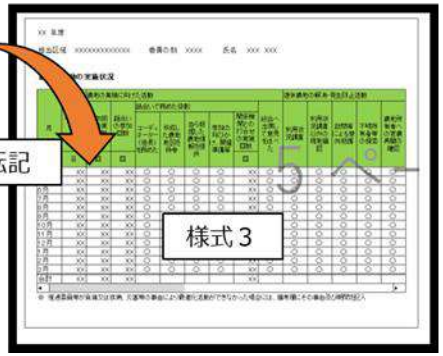

図：最適化活動関係の入力等のイメージ図

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

10．不在地主からの問い合わせ・サービス事業体の情報登録機能

全国農業会議所や農業委員会等が不在地主からの問い合わせに対応する機能や、サービス事業体が希望する農作業情報等を登録できる機能を実装します。

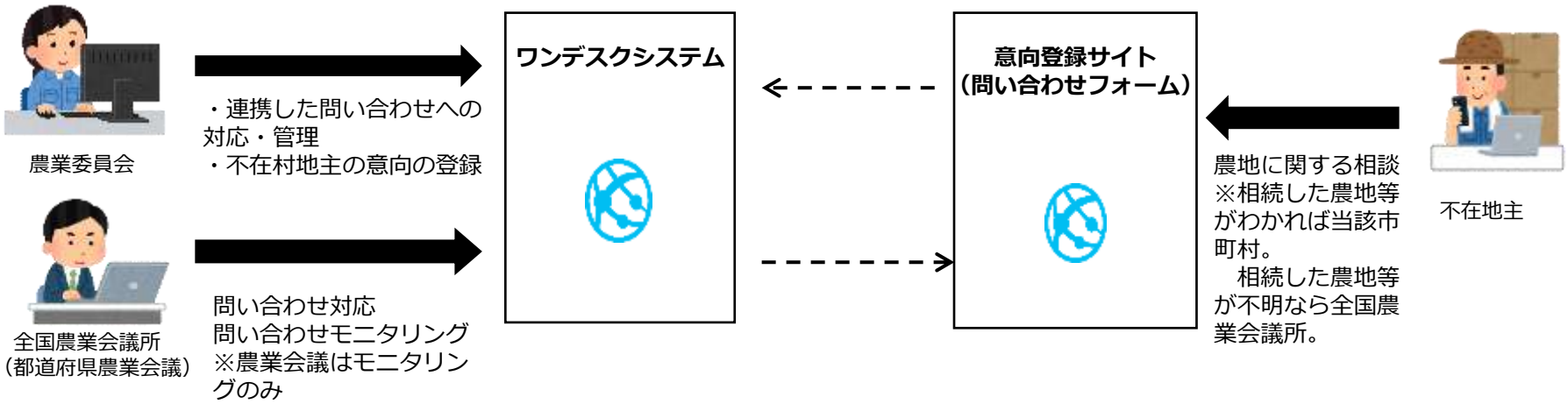

図：不在地主からの問い合わせ対応のイメージ

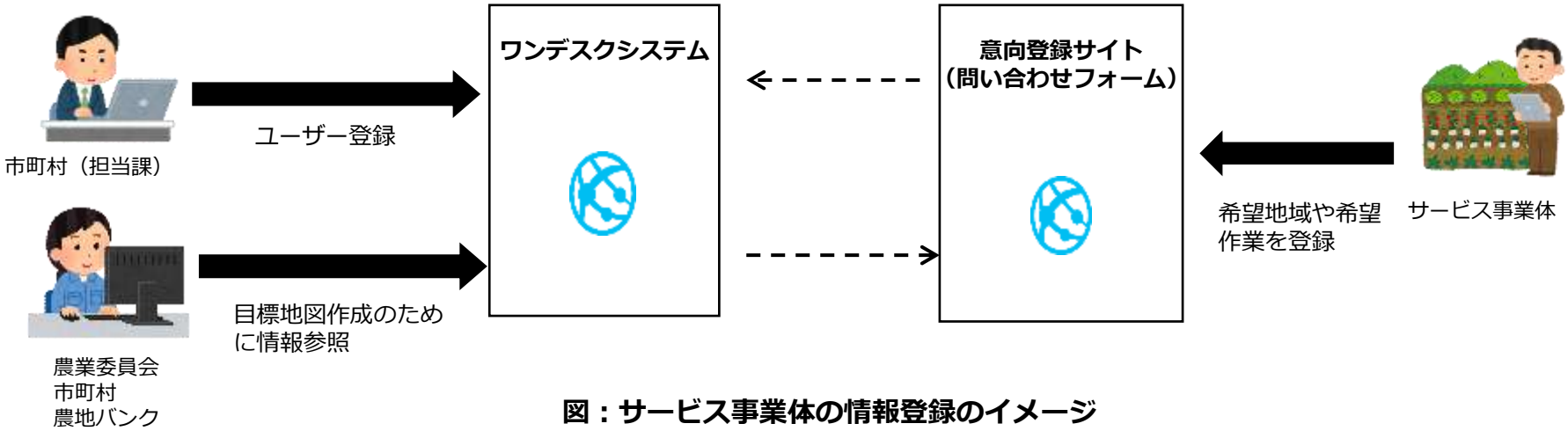

図：サービス事業体の情報登録のイメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.